

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和元年7月3日

水曜日

第4515号

目次

公 告

- 二級建築士の免許の取消し 1
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請

公 告

二級建築士の免許の取消しについて

建築士法（昭和25年法律第 202号）第9条第1項の規定により次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第2項の規定により公告する。

令和元年7月3日

富山県知事 石 井 隆 一

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士の氏名	免許	登録番号	免許の取消しの理由
令和元年6月20日	寺嶋 晴美	二級建築士	第8477号	申請

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和元年7月3日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日

令和元年6月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人生活困窮者を救う会

3 代表者の氏名
東 幸夫

4 主たる事務所の所在地
富山県富山市堀端町4番4

5 定款に記載された目的
この法人は、生活困窮者に対して、住居提供を促進する事業を行い、福祉の増進及び人権の擁護に寄与することを目的とする。